

議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

番号	譲受(借)人	譲渡(貸)人	申請の土地	地目	面積(m ²)	転用目的	周囲の状況	参照ページ
5	上町1番3号 大槌町長 平野公三	金沢第 [] []	金沢第 []	畑	1,409 内 541.29	携帯電話基地局 (docomo、 KDDI、Softbank) 設置に伴 う資材置場 一時転用 (6 か月)	役場から北西約 20 km の位置にあり、北が県道、東・ 西が畑、南が道路となっている。農振農用地。	6 (位置図)
								7・8 (調査書)
6	大槌第 [] 株式会社 [] (申請代理人) 釜石市 [] []	宮古市 [] [] []	大槌第 []	畑	712	会社事業場 (事務所・物置・駐車場) ※平成 24 年 6 月 15 日付で 20 年間の一時転用の許可済。 今回、売買による所有権移転 のため永久転用申請をする。	役場から約 2 km の位置にあり、東約 1 km に町立小中 一貫教育校、県立高等学校、三陸沿岸道路のインタ ーチェンジ出入口がある。北側及び東側は山林、南 側が県道、西側が宅地に隣接している。	9 (位置図)
								10・11 (調査書)

議案第 17 号 農地法の適用外証明願について

番号	申請人	申請の土地	地目	面積(m ²)	転用の時期	備考	位置図ページ
11	吉里々々 [] [] (申請代理人) 山田町 [] []	吉里々々第 []、 吉里々々第 []、 吉里々々第 []、 []、 []、 [] 番 計 6 筆	畑 (現況：山林・原野)	畑 7,324	昭和 50 年頃	昭和 50 年頃までは農地として利用していた が、周囲が山林で日当たりが悪く農地に適さ ないことから不耕作となった。 家の隣の [] を家庭菜園として利用して いるが、あとは山林・原野化している。	12

報告第 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

番号	届出人	届出に係る土地の所在等	地目	面積(m ²)	権利取得者の住所氏名	権利を取得した日	備考
7	[] []	金沢第 [] []、 []、 []、 []、 []、 金沢第 3 [] 7 筆	畑 (現況：畑・田)	4,244	※届出人と同じ	平成 25 年 3 月 29 日	故・ [] より相続。